**登校開始後（休業中の登校も含む）の児童生徒・保護者のケアのために**

大阪府教育庁　小中学校課　令和2年4月

はじめに

　新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、府内全域の学校では、臨時休業措置となり、家庭及び児童生徒の日常生活が大きく変わる事態となりました。世界全体が不安にさらされる中、子どもたちのこころや体にも影響が出ていると考えられます。登校再開後、児童生徒が安心・安全に学校生活を送るための留意点をまとめました。

休業期間中の児童生徒の状況　と　登校開始後に想定されるリスク

　休業期間中の児童生徒は現在、このような状況にあることも予想されます。

家庭で過ごす時間が増える中で、テレビやインターネット、ゲームへの依存傾向が高くなっている。

睡眠や食事等の基本的な生活習慣に乱れが生じ、学習習慣や運動する機会が失われている。

社会全体のウイルス感染の状況を報道等の影響を受け、本人も保護者も不安を感じている。

外出や友だちと遊ぶことができない等満足な活動ができずストレスを抱えている。

在宅勤務等、保護者の働き方が変わり、保護者との関係や、家庭内での保護者からの暴言・暴力・面前DVなどの虐待に悩んでいる。

保護者が仕事に出て、家に一人でいることが多く、寂しい思いをしたり、食事が満足に摂れない状況がある。また保護者の収入が不安定になり、生活が困窮している。

友人との接触やコミュニケーションが制限される中で、友人関係の維持に不安を覚えている。

**登校再開後に…**

教室や体育館等、大勢の人がいる場所に出入りできないと訴えるようになる。

朝起きられない、体調不良、無気力等の理由で、遅刻や欠席がくりかえされ、不登校状態になっていく。

腹痛・頭痛や不眠、食欲不振、退行、うつ　、がんばりすぎる等の症状が、心や体、行動に現れる。



感染者やその疑いのある人に対するからかい・中傷などの発言やいじめ(ネット上も含む)が増加する。

授業中に集中できない

児童生徒が増加する。

校内での怪我が増加する。

対人トラブルや暴力行為等が増加する。校内外での問題行動や非行、不良行為が増加する。

**上記のようなことが、どの学校でも、どの子にもおこる可能性があります**

児童生徒・保護者のケアを適切に行うために学校ができること

☆児童生徒が登校する前に、これらのことを必ず行っておきましょう

**・いじめや問題行動、非行等がおきた場合の対応**

臨時休校中におきた事案への対応も想定する

**・児童生徒、保護者、教員から感染に対する不安等**

**の相談があった場合の対応**

**・児童生徒に気になる兆候が見られる場合の対応**

腹痛、頭痛、不眠、食欲不振等の身体症状

無気力、集中力低下、退行等の精神症状、

ふざける、落ち着かない等、普段見られない行動

不定愁訴、継続的・断続的な遅刻や欠席　等

以下の点を必ず確認しましょう

□こどもの不安を理解した上での具体的な対応方法

（例：ふざけている行為に対しては、落ち着いた口調で

その行為がだめなことをはっきりと伝える　等）

□どのような情報を伝えるのか

□誰(どこ)に報告し、誰(どこ)が意思決定するのか

□家庭との連絡方法や個別支援の方法

□学童保育、子ども家庭センター、福祉部局等関

係機関やSC・SSW等の専門家との連携方法

**生徒指導事案や各種相談に対応する連絡体制・チーム支援開始のフローチャートの確認**

・学校環境の整備や児童生徒への指導

校内施設の確認、健康観察

換気や手洗い・咳エチケットの徹底等

・感染者が確認された場合の対応

**→文部科学省「教育活動等の再開に関するQ＆A」、大阪府教育庁「臨時休業中の登校に関するガイドライン」参照**

**感染予防のための環境づくり**

・リスクが高い児童生徒の状況把握

・そのうち、個別対応が必要な児童について、

SC、SSWと連携し、具体的な支援方策の

共有や役割分担を行うケース会議をもつ。

**配慮が必要な児童生徒への対応**

・児童生徒がみせる言動やサインに対し、教員

がどのように寄り添うか、また気を付ける点(話

の聞き方、声かけの仕方、教室等で話す内容等)

について、SC等専門家の助言を受ける。

**児童生徒への声かけ等についての確認**

☆登校開始時には、これらのことを必ず行いましょう

**児童生徒・保護者に、学校が安心・安全な場所であることを発信しましょう**

・集会や教室での講話で、学校の感染予防策を説明し、学校が安心・安全な場所であること、またコロナウ

イルスとは何か、自分の身を守るためにどうすればよいかを伝えて、児童生徒と教職員全員で確認しましょう。

・スクールカウンセラーや養護教諭等から、児童生徒に対し、こころや体におこるストレス反応やその対処法、

また学校の教育相談体制について説明するなどして、いつでも、何でも相談できることを、児童生徒に伝え

ましょう。登校開始後の不安や悩み等を把握するためにも、生活アンケートの実施も検討しましょう。

・保護者に対しても児童生徒に伝えたことをお知らせの配付等で周知しましょう。その際、児童生徒の変化

に対する対処法、学校の相談体制、各種相談窓口等も周知しましょう。また、今後も感染症対応等につ

いて定期的に情報提供する旨も伝え、保護者の不安を軽減するよう努めましょう。

　**※配付用資料や指導用資料は、別添資料等を参考にしてください。**

**児童生徒の状況を教職員全体で共有する機会をもちましょう**

・登校開始当初はできるだけ毎日、情報共有を行いましょう。単に情報共有を行うだけでなく、生徒指導担

当や養護教諭、SCやSSW等の専門家の意見を求め、定期的に学校全体の方針も確認しましょう。

　・クラスごとに気になる子のリストを作成するなど、少ない負担で効果的に情報共有できるよう工夫しましょう。

**事案等があった場合は、迅速にチーム対応を進めましょう**

　　・事案、児童生徒や教員の感染、児童生徒の気になる言動等を把握したら、事前確認した流れに基づいて

対応を進めましょう。一人で「これぐらいなら大丈夫」などと判断せず、必ず複数で情報を共有しましょう。

・想定外の事態で、対応に悩むことは当然です。教員自身が自分のメンタルヘルスを常にチェックし、教員間

で助け合って対応するとともに、対応がわからない時はためらわず専門家等に相談しましょう。